

令 7 障 害 者 支 援 第 1 6 6 2 号
令 和 8 年 (2026 年) 3 月 1 0 日

各 障 害 者 支 援 施 設 の 長
各 障 害 児 入 所 施 設 の 長 様
各 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 等 の 長

山 口 県 健 康 福 祉 部 障 害 者 支 援 課 長
(公 印 省 略)

令 和 8 年 度 介 護 給 付 費 等 算 定 に 係 る 体 制 等 に 関 す る 届 出 書 (体 制 届) の
提 出 に つ い て

障 害 福 祉 行 政 の 推 進 に つ き ま し て は、平 素 か ら 格 別 の 御 理 解 と 御 協 力 を 賜 り 厚 く お 礼 申
し 上 げ ま す。

さ て、こ の こ と に つ い て、令 和 8 年 度 の 取 扱 い を 下 記 の と お り と し ま す の で、内 容 を 確
認 の 上、ご 対 応 い た だ き ま す よ う よ ろ し く お 願 い し ま す。

記

1 体制届の提出が必要な施設及び事業所

前 年 度 の 利 用 者 実 績 の 確 定 等 に 伴 い、令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 報 酬 及 び 加 算 の 算 定 に 変 更 が 生 じ る 施 設 及 び 事 業 所 は、該 当 す る 報 酬 及 び 加 算 に 係 る 様 式 の 提 出 を お 願 い し
ま す。変 更 が な い 場 合 は 提 出 不 要 で す。

※ 就 労 継 続 支 援 A 型 事 業 所 に お い て は、基 本 報 酬 の 算 定 区 分 に 係 る 届 出 書 と ス コ ア
の 提 出 が 必 須 で す。

2 提出書類

別 添 「介 護 給 付 費 等 算 定 に 係 る 体 制 等 の 届 出 様 式 一 覧 表」 で 確 認 し て く だ さ い。
な お、様 式 等 は 県 障 害 者 支 援 課 の ホ ー ム ペ ー ジ に 掲 載 し て い ま す。

(障 害 者 支 援 施 設、障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 (障 害 児 通 所 以 外))

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/18718.html>

(障 害 児 入 所 施 設、障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 (障 害 児 通 所))

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/18778.html>

3 提出期限及び提出方法等

(1) 提出期限

令 和 8 年 4 月 8 日 (水) 必 着

(2) 提出方法

施 設 ・ 事 業 所 を 管 轄 す る 各 健 康 福 祉 セ ン タ ー の 保 健 福 祉 ・ 総 務 室 あ て に、持 参 又 は
郵 送 に よ り 提 出 し て く だ さ い。

(3) 提出部数

2部

4 留意事項

- (1) 前年度実績等の確定や人事異動等に伴い、必要な人員配置や加算要件が変更となる可能性があるため、必ず各施設及び事業所において、例年どおりの確認作業を行ってください。
- (2) 年度途中で介護給付費等（報酬及び加算）の内容に変更が生じる場合には、これまで同様、随時、体制届の提出が必要です。

施設福祉推進班 担当 山賀 TEL 083-933-2735 FAX 083-933-2779
--